

株 主 各 位

大阪市中央区北浜東4番33号

株式会社 大 林 組

取締役社長 脇 村 典 夫

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 いよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜東4番33号
当社本店（27階講堂）
3. 目的事項

報告事項

第103期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。
 - ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.obayashi.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

はじめに、公共工事を巡る談合事件により、株主の皆様にご多大なご心配をおかけしましたことを心から深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、再発防止に向けて法令遵守の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいり所存でございますので、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、公共投資が引き続き低調に推移し、個人消費の伸びに鈍化が見られたものの、企業収益の改善を背景とした民間設備投資の増加などに支えられ、景気は回復を続けました。

国内の建設市場におきましては、民間工事の発注は引き続き増加しましたが、公共工事の発注は減少が続き、受注環境は総じて厳しい状況となりました。

このような情勢下にあります、当期における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比6.2%増の約1兆5,679億円となり、利益の面では、営業利益は前期比1.9%増の約475億円、経常利益は前期比4.8%増の約533億円となりました。また、当期純利益につきましては、総資本の効率的な運用を図る観点から固定資産の売却を行ったことなどにより前期比17.9%増の約406億円となりました。

(単位：百万円)

	大林組グループ	株式会社大林組
売上高	1,567,960 (前期比 6.2%増)	1,311,480 (前期比 2.9%増)
営業利益	47,538 (前期比 1.9%増)	38,362 (前期比 6.3%減)
経常利益	53,320 (前期比 4.8%増)	43,605 (前期比 0.6%減)
当期純利益	40,652 (前期比17.9%増)	29,499 (前期比 4.0%増)

なお、当社グループの事業別売上高は、次のとおりであります。

区 分	第103期〔当期〕 (平成18年度)		第102期〔前期〕 (平成17年度)		前 期 比 額	前 期 比 率
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
建 設 事 業	1,471,200	93.8	1,427,492	96.7	43,708	3.1
不 動 産 事 業	79,590	5.1	37,620	2.5	41,970	111.6
そ の 他 事 業	17,168	1.1	11,311	0.8	5,856	51.8
合 計	1,567,960	100	1,476,424	100	91,535	6.2

当社グループの事業別の概況は、次のとおりであります。

(建設事業)

当社グループの建設事業受注高につきましては、大林USAや台湾大林組など海外子会社の受注高が増加したものの、当社受注高は減少いたしましたので、前期比0.6%減の約1兆4,460億円となりました。

このうち当社の受注高は、前期比5.9%減の約1兆1,946億円となりました。その内訳は、土木工事が前年に海外の大型工事を受注した反動などにより前期比36.7%減の約2,012億円、建築工事が前期比4.3%増の約9,934億円であります。

当社グループの受注工事の主なものは、衆議院新議員会館整備等事業、勝どき駅前地区(再)特定業務代行建設工事、日本赤十字社医療センター建物建設工事、(仮称)キャノン下丸子ホール棟(講堂)新築工事、阪神高速道路伏見工区トンネル工事(その3)、大阪駅新北ビル新築工事、阪神甲子園球場リニューアル工事、ドバイ都市交通システム第二期建設工事(アラブ首長国連邦)、スウェドウッドインターナショナル工場新築工事(米国)(※1)、東森メディアグループ本部ビル新築工事(台湾)(※2)等であります。

(注) ※1は大林USAの受注工事、※2は当社及び台湾大林組の共同受注工事、その他は当社の受注工事であります。

次に、当社グループの建設事業売上高につきましては、当社売上高が減少したものの、海外においてタイ大林、大林USAなどの売上高が増加し、国内においてオーク設備工業株式会社、大林ファシリティーズ株式会社などの売上高が増加いたしましたので、前期比3.1%増の約1兆4,712億円となりました。

このうち当社の売上高は、前期比0.2%減の約1兆2,405億円となりました。その内訳は、土木工事が前期比7.1%減の約2,704億円、建築工事が前期比1.9%増の約9,700億円であります。

当社グループの完成工事の主なものは、日本生命札幌ビル（オフィス棟）新築工事、首都高速中央環状新宿線中落合トンネル（外回り）工事、富士ソフト秋葉原ビル新築工事、カテリーナ三田タワースイート建設工事、住友不動産三田ツインビル新築工事、アートヴィレッジ大崎新築工事、岬町多奈川地区多目的公園用地造成事業土砂採取・供給工事、広島エルピーダメモリ(株)E300Fabエリア3構築工事、ブルックヘブン国立研究所リサーチセンター新築工事（米国）（※1）、ニューヨーク州立大学ファーミンデル校バイオ研究所新築工事（米国）（※2）、トヨタ・バンポー工場新築工事（タイ）（※3）等であります。

（注）※1、2は大林USAの完成工事、※3はタイ大林の完成工事、その他は当社の完成工事であります。

<参考：大林組単体建設事業の受注高、売上高及び繰越高>

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 工 事	618,836 (204,165)	201,230 (67,120)	270,489 (83,390)	549,577 (187,895)
建 築 工 事	1,087,952 (39,175)	993,433 (17,640)	970,078 (22,585)	1,111,307 (34,230)
建設事業合計	1,706,789 (243,340)	1,194,663 (84,761)	1,240,567 (105,976)	1,660,885 (222,126)

（注）表中の（ ）は海外工事を表しております。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、当社における大型不動産物件の売却等や、大林不動産株式会社における販売不動産収入の増加が寄与し、グループ全体の売上高は前期比111.6%増の約795億円となりました。

このうち、当社の不動産事業は、上記の理由により売上高は前期比127.8%増の約709億円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、PFI事業を営む子会社において、施設の運営維持管理収入等が増加したことなどにより、グループ全体の売上高は前期比51.8%増の約171億円となりました。

(2) 資金調達の状況

当期におきましては、増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は、約138億円であります。このうち主なものは、事業用土地建物及び工事中用機械の購入等であります。

(4) 対処すべき課題

① コンプライアンスの徹底

当社は、和歌山県発注の国道トンネル工事及びシールド工事、愛知県瀬戸市発注の下水道工事並びに名古屋市発注の下水道工事及び地下鉄工事を巡る談合事件により、当事業年度中に当社元顧問及び元従業員が起訴または有罪判決を受けました。

名古屋市発注の地下鉄工事では、法人としての当社も独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）違反容疑で起訴されました。

これらの事件に伴い、国等の発注機関から指名停止処分を受けたほか、防衛施設庁発注工事を巡る談合事件によって、平成18年3月、当社元非常勤顧問が略式命令を受けたことに伴い、当事業年度中に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

当社は、かかる事態を招きましたことを極めて厳粛に受け止め、再発防止に向けて、引き続き全社を挙げてコンプライアンスの徹底を図ってまいります。

具体的には、コンプライアンス・プログラムとして策定した「独占禁止法遵守プログラム」の個々の施策を一つ一つ確実に実行するとともに、その運用状況を点検し、見直しするためのPDCAサイクルを実践いたします。また、監査役会は、「談合等監視プログラム」に基づき、会社の執行体制とは独立した第三者の視点から法令遵守のモニタリングを実施いたします。

さらに、このたび、株主様からのご提案に基づき、談合行為は一切行わない旨を会社の根本規則である定款に定めたいと考えております。これらの取り組みを実践することにより、健全な企業風土を持つ「新生大林組」を創り上げてまいり所存であります。

② 利益創出力の強化

今後のわが国経済は、原油価格の動向など懸念すべき要因はありますが、民間設備投資が引き続き増加すると予想されることから、景気は回復を続けるものと思われまます。

しかしながら国内の建設市場におきましては、官庁、民間工事とも受注競争が一段と激化していることから、工事利益の確保は容易ではなく、利益創出力を強化することが当社グループの喫緊の課題であります。

その実現のために、提案力、コスト競争力、技術力をさらに強化し戦略的に営業活動を行うとともに、購買業務の見直し、施工の効率化、経営管理の効率化等を徹底して行うなど、受注から生産に至るすべての段階において各職場が「現場力」を高め、利益創出を図ってまいります。

また、グループ間の連携を深めることで、グループ全体の経営資源をより有効に活用し、各社の収益基盤の拡充を図るとともに、グループの開発技術やノウハウを活かした新規事業などを推進いたします。海外の建設事業についても積極的に取り組む方針であり、特に有望な建設市場である米国ではM&Aによる事業拡大も視野に入れながら、グループ全体の収益力向上を目指してまいります。

当社グループといたしましては、これらの経営課題に全力で取り組み、真に社会から信頼される企業集団を目指すとともに、十分な利益を確保していくことで企業価値の向上を図り、株主の皆様のご負託に答えてまいり所存であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第99期 (平成14年度)	第100期 (平成15年度)	第101期 (平成16年度)	第102期 (平成17年度)	第103期 〔当期〕 (平成18年度)
売 上 高	1,341,003	1,346,297	1,404,640	1,476,424	1,567,960
当 期 純 利 益	3,124	21,193	25,076	34,489	40,652
1株当たり当期純利益	4円27銭	29円42銭	34円81銭	47円89銭	56円46銭
総 資 産	1,948,578	1,821,883	1,842,262	1,977,295	2,066,984
純 資 産	260,359	344,273	364,301	486,017	565,456

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 第103期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

<参考：大林組単体業績の推移>

(単位：百万円)

区 分	第99期 (平成14年度)	第100期 (平成15年度)	第101期 (平成16年度)	第102期 (平成17年度)	第103期 〔当期〕 (平成18年度)
受 注 高	1,089,718	1,129,312	1,294,472	1,299,400	1,253,130
売 上 高	1,202,173	1,198,757	1,213,074	1,274,204	1,311,480
当 期 純 利 益	2,914	19,116	22,405	28,376	29,499
1株当たり当期純利益	4円 4銭	26円52銭	31円 9銭	39円40銭	40円97銭
総 資 産	1,702,482	1,559,316	1,585,185	1,710,229	1,779,486
純 資 産	254,195	335,620	352,885	470,186	515,328

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 第103期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
大 林 道 路 株 式 会 社	6,293 ^{百万円}	40.04%	道路工事等の土木工事、建築工事、資材等の製造・販売
株式会社内外テクノス	150 ^{百万円}	100%	建築工事、造作建具工事、内外装工事、資材等の販売・賃貸
大 林 不 動 産 株 式 会 社	1,170 ^{百万円}	100%	不動産の所有・売買・貸借・管理・鑑定・仲介、損害保険代理業
タ イ 大 林	10,000 ^{千タイバーツ}	49.00%	建築工事、土木工事、資材等の販売、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
株 式 会 社 オ ー シ ー ・ フ ァ イ ナ ン ス	200 ^{百万円}	100%	金銭の貸付、債務の保証、有価証券の保有・運用、債権の買取
大 林 U S A	26,362 ^{千US\$}	100%	建築工事、資材等の販売、不動産の所有・売買・貸借・管理・仲介
オーク設備工業株式会社	300 ^{百万円}	100%	空気調和・クリーンルーム・衛生消火等の設備工事
大林ファシリティーズ株式会社	50 ^{百万円}	100%	建物・設備の総合管理、建築工事、労働者派遣、事務業務の受託

上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は70社、持分法適用会社は26社であります。当期の売上高は前期比6.2%増の約1兆5,679億円、当期純利益は前期比17.9%増の約406億円となりました。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、建設事業、不動産事業を主要な事業として行っております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-16)第3000号〕及び一般建設業者〔(般-16)第3000号〕として国土交通大臣許可を受け、土木・建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許〔(11)第791号〕を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等（平成19年3月31日現在）

当 社	主要な営業所	本店 大阪市中央区北浜東4番33号 東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号 札幌支店、東北支店（仙台市）、横浜支店、 北陸支店（新潟市）、名古屋支店、神戸支店、 広島支店、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）
	研 究 所	技術研究所（東京都清瀬市）
	海 外 事 務 所	ロンドン、サンフランシスコ、ホノルル、 北京、大連、上海、台北、マニラ、ジャカルタ、 ハノイ、ホーチミン、プノンペン、シンガポール、 クアラルンプール、バンコック、ドバイ
子 会 社	大林道路株式会社（東京都墨田区）	
	株式会社内外テクノス（東京都新宿区）	
	大林不動産株式会社（東京都新宿区）	
	タイ大林（バンコック）	
	株式会社オーシー・ファイナンス（東京都港区）	
	大林USA（ロサンゼルス）	
	オーク設備工業株式会社（東京都千代田区）	
	大林ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区）	

(9) 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
建 設 事 業	12,848 名	105 名増
不 動 産 事 業	367 名	2 名減
そ の 他 事 業	528 名	64 名減
合 計	13,743 名	39 名増

<参考：当社の従業員の状況>

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
9,373 名	101 名減	44.4 歳	20.5 年

(10) 主要な借入先 (平成19年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	28,633 <small>百万円</small>
日本生命保険相互会社	20,413
株式会社みずほコーポレート銀行	12,654
デプファ・バンク・ピーエルシー	11,040
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,252
株式会社三井住友銀行	7,630

2. 株式に関する事項 (平成19年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,224,335,000株 (前期末比 増減なし)
(2) 発行済株式総数 721,509,646株 (前期末比 増減なし)
(3) 株 主 数 53,364名
(4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	63,736 <small>千株</small>	8.85 %
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	40,640	5.65
大 林 剛 郎	26,554	3.69
日本生命保険相互会社	26,131	3.63
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4)	25,792	3.58
柏 葉 会	18,886	2.62
オーエム04エスエスビー クライアントオムニバス	13,028	1.81
ドイチェンクアーゲーロンドンビービー アイリッシュレジデント619	10,414	1.45
大 林 組 従 業 員 持 株 会	10,237	1.42
野 村 證 券 株 式 会 社	6,880	0.96

(注) 出資比率は自己株式 (1,602,421株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当	他の法人等の代表状況等
大 林 剛 郎	代表取締役会長		
脇 村 典 夫	代表取締役社長		
上 原 忠	代表取締役副社長	土 木 全 般	
野 間 暎 史	代表取締役副社長	事 務 全 般 業 グ ル ー プ 事 業	
原 義 孝	代表取締役副社長	建 築 全 般 業 東 京 建 築 事 業 部 長	
大 林 芳 久	専 務 取 締 役	土 木 技 術 本 部 長 兼 原 子 力 本 部 長	
高 木 嗣 郎	専 務 取 締 役	本店長<大阪駐在>	
伊 藤 住 吉	専 務 取 締 役	土 木 本 部 長	
中 谷 章	専 務 取 締 役	名 古 屋 支 店 長	
田 保 収 平	専 務 取 締 役	総 務 ・ 人 事 ・ 広 報 ・ 情 報 シ ス テ ム	
長 恵 祥	専 務 取 締 役	建 築 本 部 長 ・ P F I 事 業	
西 村 正	常 勤 監 査 役		
安 井 俊 六	常 勤 監 査 役		
津 田 禎 三	監 査 役		なにわ橋法律事務所 所主
松 尾 政 和	監 査 役		
松 下 正 幸	監 査 役		

- (注) 1. 取締役上原忠、取締役伊藤住吉及び取締役中谷章の3氏は、平成19年3月31日付けで当社取締役を辞任しております。
2. 監査役津田禎三、監査役松尾政和及び監査役松下正幸の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大林剛郎及び取締役野間暎史の両氏は、当社子会社であるタイ大林の取締役を兼職しております。また、取締役原義孝氏は、当社子会社であるオーク設備工業株式会社の取締役を兼職しております。
4. 監査役西村正氏は、長年当社の経理業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役松尾政和氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 11名 519百万円
 監査役 5名 71百万円 (うち社外監査役3名 21百万円)

(3) その他重要な事項

取締役及び監査役への退職慰労金につきましては、平成17年3月30日開催の取締役会で同制度の廃止を決議したことに伴い、同年6月29日開催の第101回定時株主総会において、重任された取締役11名並びに任期途中の監査役5名の各氏に対し、同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で打ち切り支給することとして決議されております。

この決議に基づき、平成19年3月31日をもって退任した取締役3氏に対し、退職慰労金を下記のとおり支給いたしました。また、本総会終結の時をもって退任予定の監査役に対し、退職慰労金を下記のとおり支給する予定であります。

退任取締役 3名 172百万円
 退任社外監査役 1名 9百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の社外役員の兼任状況 (平成19年3月31日現在)

氏名	地位	兼任状況
津田 禎三	社外監査役	ヒロセ株式会社 社外監査役

なお、監査役松尾政和氏は、ライオン株式会社の社外監査役を兼任していましたが、平成19年3月29日をもって同社の社外監査役を退任しております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
津 田 禎 三	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席し、また監査役会17回のうち16回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
松 尾 政 和	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
松 下 正 幸	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席し、また監査役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者としての観点から発言を行っております。

当社は、本事業報告の対処すべき課題（6頁）に記載のとおり、談合事件により、当事業年度中に当社元顧問及び元従業員が起訴または有罪判決を受け、法人としての当社も独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）違反容疑で起訴されました。防衛施設庁発注工事を巡る談合事件では、当事業年度中に建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

また、当社が共同事業主として名を連ねた大阪市のマンション「OAPレジデンスタワー」の販売事業（平成9年～平成14年）に関し、マンション建設前に敷地内の土壌汚染対策工事を施工していた事実等を買主に告知しなかったことが宅地建物取引業法に抵触するとして、当事業年度中に同法に基づく業務停止処分を受けました。

これらの事件の発覚以前から、監査役津田禎三、監査役松尾政和、監査役松下正幸の3氏は、常勤監査役とともに、業務監査等を通じて法令、定款違反その他不正な業務執行の予防を行ってまいりました。平成18年3月の防衛施設庁発注工事を巡る談合事件発覚後はこれに加え、常勤監査役と協議のうえ「談合等監視プログラム」を策定、実施し、監査役会の下に執行部門から独立した部門として新設したコンプライアンス室のスタッフとともに、再発防止のためのモニタリングを

強化するなど、その職責を十分に果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は監査役津田禎三、監査役松尾政和、監査役松下正幸の3氏と、会社法第423条第1項の責任について、各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 新日本監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 報酬等の額	52 ^{百万円}
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106 ^{百万円}

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査と証券取引法上の監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちタイ大林はBDO Richfield Limitedの、大林USAはYAMADA & NAKATA CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTSの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、海外における税務申告等に関する各種証明書発行業務等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は取締役15名以内により構成し、各取締役は経営の意思決定と業務執行を行うとともに、取締役、執行役員及び使用人の業務執行を監督する。

監査役会は、監査役5名以内（うち社外監査役半数以上）により構成し、各監査役は「大林組監査役監査要綱」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令、定款等に適合しているかを監査するなど取締役の業務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため、会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

② 企業倫理委員会

企業倫理遵守のための基本方策の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置し、定期的を開催する。第三者の視点から評価される仕組みとするため、同委員会のメンバーは社外監査役1名、社外有識者1名及び職員組合委員長を加える。

③ 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査室が、監査役及び会計監査人の監査とは独立して各部門の業務執行状況の監査を専ら担任する。

④ 「企業倫理プログラム」の整備・運用

企業倫理を確立してその定着を図るため、「企業倫理プログラム」を定め、これを運用する。このプログラムでは、「企業理念」や「大林組企業行動規範」により企業倫理確立のための方針、基準を定めるとともに、企業倫理を徹底するための体制の整備と、企業倫理確立のための研修実施や個別規定の整備、運用を行う。

⑤ 「独占禁止法遵守プログラム」及び「談合等監視プログラム」の整備・運用
当社のコンプライアンス・プログラムである「独占禁止法遵守プログラム」を一つ一つ確実に実行するとともに、その運用状況を点検し、見直しするためのPDCAサイクルを実践する。また、監査役会は、「談合等監視プログラム」に基づき、執行部門の法令遵守状況のモニタリングを実施する。

⑥ 独占禁止法遵守に関する誓約書

独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）の遵守徹底を図るため、全店の部長職以上の役職者に対し、「独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）に違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書の提出を義務付ける。本人はもとより部下が違反した場合であっても、その上司を含めて厳しく処分する。

⑦ 内部通報制度

法令または定款に違反するおそれがある事項を、当社グループの全職員及び当社グループの事業に従事する他事業者の労働者が直接通報するための通報制度を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「文書の保存・廃棄に関する規程」の整備・運用

「文書の保存・廃棄に関する規程」の定めにより、法令、その他ガイドライン等に従い、業務上の必要性を勘案のうえ保存期間を定め、「情報セキュリティ規程」等に定められる安全管理の手法により整備、運用する。

② 定期的監査の実施

監査室は、各部門における情報の保存及び廃棄の運用状況を定期的に監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 重要な意思決定の決裁権限の明確化

重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」や「経営会議規程」等により決裁権限を明確化する。

② 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的

とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

③ 危機管理委員会の設置・開催

危機管理のための常置の機関として危機管理委員会を設置し、危機管理の体制構築や危機発生時の対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営会議

代表取締役を中心とするメンバーによる経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。

② 執行役員制度

業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ事業統括室の設置

グループ事業統括室を設置し、グループ会社の業務全般にわたる指導、管理を行う。

② グループ会社の重要事項の審議

当社取締役会において、グループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社の経営に関する重要事項を審議、決定する。

③ グループ会社への役員派遣

グループ会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣するものとする。派遣された当社役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令または定款に違反するおそれがある事実並びにグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① コンプライアンス室の設置

監査役会及び監査役の機能強化の一環として、その指揮命令の下にコンプライアンス室を設置する。同室は監査役会及び監査役の職務を補助する部門として法令遵守状況のモニタリングなどを重点的に行うとともに、内部通報制度の

受付窓口となる。同室には専従のスタッフを置く。

- ② 取締役会の指揮命令系統からの補助使用人の独立性の確保
コンプライアンス室のスタッフの異動については、あらかじめ監査役会の同意を必要とするものとし、その人事評価は、常勤の監査役が行う。
また、補助スタッフは業務執行部門を兼務しない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制
取締役は、内部監査の結果、法令または定款に違反するおそれがある事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を監査役に報告する。
上記のほか、監査役は、取締役に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。
- ② 重要な会議への参加
監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるることができる。
- ③ 代表取締役との定期的会合
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備
上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

	百万円		百万円
(資産の部)	2,066,984	(負債の部)	1,501,528
流動資産	1,165,717	流動負債	1,128,334
現金預金	134,984	支払手形・工事未払金等	572,015
受取手形・完成工事未収入金等	390,688	短期借入金	78,286
有価証券	6,130	一年以内返済のPFI等プロジェクト ファイナンス・ローン	15,283
未成工事支出金等	367,905	一年以内償還の社債	10,000
たな卸不動産	63,544	未払法人税等	6,191
PFI等たな卸資産	55,095	未成工事受入金等	307,621
繰延税金資産	36,227	預り金	71,278
未収入金	93,125	完成工事補償引当金	1,845
その他	18,892	工事損失引当金	7,664
貸倒引当金	△877	その他	58,148
固定資産	901,113	固定負債	373,193
有形固定資産	325,903	社債	60,000
建物・構築物	82,838	長期借入金	35,168
機械・運搬具・工具器具・備品	13,220	PFI等プロジェクト ファイナンス・ローン	59,012
土地	225,912	繰延税金負債	93,366
建設仮勘定	3,931	土地再評価に係る繰延税金負債	28,380
無形固定資産	5,852	退職給付引当金	70,346
投資その他の資産	569,358	環境対策引当金	577
投資有価証券	541,518	その他	26,342
長期貸付金	1,272	(純資産の部)	565,456
繰延税金資産	4,716	株主資本	282,292
その他	25,602	資本金	57,752
貸倒引当金	△3,751	資本剰余金	41,750
繰延資産	153	利益剰余金	183,599
資産合計	2,066,984	自己株式	△810
		評価・換算差額等	260,359
		その他有価証券評価差額金	227,990
		繰延ヘッジ損益	△67
		土地再評価差額金	32,000
		為替換算調整勘定	435
		少数株主持分	22,804
		負債純資産合計	2,066,984

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
前連結会計年度末残高	57,752	41,738	151,816	△655	250,652
当連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当			△5,760		△5,760
剰 余 金 の 配 当			△4,320		△4,320
利益処分による役員賞与金			△1		△1
当 期 純 利 益			40,652		40,652
土地再評価差額金の取崩			1,212		1,212
自 己 株 式 の 取 得				△170	△170
自 己 株 式 の 処 分		11		15	26
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	11	31,783	△155	31,639
当連結会計年度末残高	57,752	41,750	183,599	△810	282,292

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	202,085	—	34,205	△926	235,364	20,153	506,170
当連結会計年度中の変動額							
利益処分による剰余金の配当							△5,760
剰 余 金 の 配 当							△4,320
利益処分による役員賞与金							△1
当 期 純 利 益							40,652
土地再評価差額金の取崩							1,212
自 己 株 式 の 取 得							△170
自 己 株 式 の 処 分							26
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	25,905	△67	△2,204	1,362	24,995	2,650	27,645
当連結会計年度中の変動額合計	25,905	△67	△2,204	1,362	24,995	2,650	59,285
当連結会計年度末残高	227,990	△67	32,000	435	260,359	22,804	565,456

連結注記表

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲

すべての子会社（70社）を連結している。

主要な子会社名は次のとおりである。

大林道路株式会社、株式会社内外テクノス、大林不動産株式会社、

タイ大林、株式会社オーシー・ファイナンス、大林USA、

オーク設備工業株式会社、大林ファシリティーズ株式会社

大林ベトナム他3社については新規設立のため、有限会社浦和ストリームについては支配力基準により子会社となったため、当連結会計年度から連結の範囲に含めていない。

株式会社ショックベトン・ジヤパン他2社については清算したため、ミノル工業株式会社については株式を一部売却し子会社から関連会社になったため、また、有限会社横手クリーンセンターについては同社の親会社であるミノル工業株式会社が関連会社になったため、連結の範囲から除外した。

(2) 持分法の適用

すべての関連会社（26社）について持分法を適用している。

主要な関連会社名は次のとおりである。

洋林建設株式会社

SwOメトロ4コンストラクション他3社については新規設立のため、株式会社晴海コーポレーションについては株式取得のため、また、ミノル工業株式会社については株式を一部売却し子会社から関連会社になったため、当連結会計年度から持分法を適用している。

(3) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

- ③たな卸資産
- 未成工事支出金等
 - 未成工事支出金 個別法による原価法
 - 材料貯蔵品 先入先出法による原価法
 - たな卸不動産 個別法による原価法
 - P F I 等たな卸資産 個別法による原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
- 当社及び国内連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。
- なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
- 定額法を採用している。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。
- ②無形固定資産
- (5) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- また、在外連結子会社については、貸倒懸念債権等特定の債権について、その回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ②完成工事補償引当金
- 完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。
- ③工事損失引当金
- 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により償却している。なお、一部の連結子会社は発生した連結会計年度に一括で償却している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度又はその翌連結会計年度から償却している。

⑤環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

全面時価評価法によっている。

(7) のれん及び負ののれんの償却の方法及び期間

5年間の均等償却を行っている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しいものは、発生年度に一括償却している。

(8) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、長期大型工事（工期2年以上かつ請負金50億円以上（一部の国内連結子会社を除く。））については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。また、在外連結子会社については、主として工事進行基準を適用している。

(9) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(10) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

①会計処理の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は542,719百万円である。

②表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

ア 連結子会社で不動産事業における特別目的会社がプロジェクトファイナンス・ローンにより取得したたな卸資産を当連結会計年度から「PFI たな卸資産」に含めて「PFI 等たな卸資産」として表示することとした。

イ 連結子会社で不動産事業における特別目的会社が借り入れた一年以内返済のプロジェクトファイナンス・ローンを当連結会計年度から「一年以内返済のPFI プロジェクトファイナンス・ローン」に含めて「一年以内返済のPFI 等プロジェクトファイナンス・ローン」として表示することとした。

ウ 連結子会社で不動産事業における特別目的会社が借り入れたプロジェクトファイナンス・ローンを当連結会計年度から「PFI プロジェクトファイナンス・ローン」に含めて「PFI 等プロジェクトファイナンス・ローン」として表示することとした。

2. 連結貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

建物・構築物	776百万円
土地	400百万円
投資有価証券	5,364百万円

②担保に係る債務の金額

短期借入金	555百万円
長期借入金	3,889百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 155,902百万円

(3) 保証債務

下記の会社等の借入金について保証を行っている。

従業員住宅購入借入金	2,820百万円
全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会	453百万円
その他	414百万円

合計	3,688百万円
----	----------

なお、上記金額は他社分担保保証額を除いた当社及び連結子会社の保証債務額を記載している。

- (4) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用している。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

- (5) 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末日の残高に含まれている。

受取手形	3,383百万円
支払手形	8,821百万円

- (6) ① 「一年以内返済のPFI等プロジェクトファイナンス・ローン」及び「PFI等プロジェクトファイナンス・ローン」は、連結子会社でPFI事業又は不動産事業における特別目的会社が、当該PFI事業又は不動産事業を担保とするノンリコースローンとして金融機関等から調達した借入金である。

- ② 上記のPFI等プロジェクトファイナンス・ローンに対応する当該特別目的会社の売掛債権等の資産の金額は、次のとおりである。

流動資産

現金預金	6,957百万円
受取手形・完成工事未収入金等	11,718百万円
PFI等たな卸資産	55,095百万円

固定資産

建物・構築物	6,115百万円
機械・運搬具・工具器具・備品	963百万円

合計	80,850百万円
----	-----------

3. 連結損益計算書関係

工事進行基準による完成工事高	405,162百万円
----------------	------------

4. 連結株主資本等変動計算書関係

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 721,509,646株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年 6月29日 定時株主総会	普通株式	5,760百万円	8円	平成18年 3月31日	平成18年 6月30日
平成18年 11月10日 取締役会	普通株式	4,320百万円	6円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

(注) 1. 平成18年6月29日定時株主総会決議の1株当たり配当額には、4円の特別配当を含む。

2. 平成18年11月10日取締役会決議の1株当たり配当額には、2円の特別配当を含む。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年 6月28日 定時株主総会 (予定)	普通株式	4,319百万円	利益剰余金	6円	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(注) 1株当たり配当額には、2円の特別配当を含む。

5. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額 753円78銭

(2) 1株当たり当期純利益 56円46銭

貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

	百万円		百万円
(資産の部)	1,779,486	(負債の部)	1,264,158
流動資産	964,357	流動負債	1,000,390
現金預金	88,873	支払手形	69,395
受取手形	26,470	工事未払金	429,896
完成工事未収入金	277,645	不動産事業等未払金	1,132
不動産事業等未収入金	2,623	短期借入金	45,740
有価証券	5,041	一年以内償還の社債	10,000
販売用不動産	47,904	未払金	8,390
未成工事支出金	367,008	未払費用	13,449
不動産事業等支出金	10,167	未払法人税等	4,950
繰延税金資産	31,927	未成工事受入金	307,716
未収入金	90,460	不動産事業等受入金	3,249
その他	16,895	預り金	69,075
貸倒引当金	△661	完成工事補償引当金	1,762
固定資産	815,129	工事損失引当金	7,410
有形固定資産	230,365	従業員預り金	25,736
建物・構築物	52,187	その他	2,485
機械・運搬具	5,488	固定負債	263,767
工具器具・備品	2,753	社債	60,000
土地	169,212	長期借入金	9,605
建設仮勘定	723	繰延税金負債	89,156
無形固定資産	4,491	土地再評価に係る繰延税金負債	21,003
投資その他の資産	580,271	退職給付引当金	63,555
投資有価証券	538,426	不動産事業等損失引当金	11,992
関係会社株式・関係会社出資金	15,239	環境対策引当金	460
長期貸付金	7,000	その他	7,993
破産債権、更生債権等	675	(純資産の部)	515,328
その他	22,373	株主資本	260,832
貸倒引当金	△3,443	資本金	57,752
資産合計	1,779,486	資本剰余金	41,694
		資本準備金	41,694
		利益剰余金	162,195
		利益準備金	14,438
		その他利益剰余金	147,757
		固定資産圧縮積立金	635
		別途積立金	44,930
		繰越利益剰余金	102,191
		自己株式	△810
		評価・換算差額等	254,495
		その他有価証券評価差額金	227,814
		土地再評価差額金	26,681
		負債純資産合計	1,779,486

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

		百万円
売上高		
完成工事高	1,240,567	
不動産事業等売上高	70,913	1,311,480
売上原価		
完成工事原価	1,156,939	
不動産事業等売上原価	57,262	1,214,201
売上総利益		
完成工事総利益	83,627	
不動産事業等総利益	13,650	97,278
販売費及び一般管理費		58,915
営業利益		38,362
営業外収益		
受取利息配当金	8,026	
その他の	848	8,874
営業外費用		
支払利息	2,014	
貸倒損	18	
その他の	1,599	3,632
経常利益		43,605
特別利益		
投資有価証券売却益	9,575	
固定資産売却益	6,397	
貸倒引当金戻入益	1,787	
その他の	274	18,033
特別損失		
不動産事業等損失引当金繰入額	4,501	
関係会社整理損	3,476	
固定資産廃却損	989	
減損損	918	
販売用不動産評価損	572	
環境対策引当金繰入額	460	
その他の	740	11,659
税引前当期純利益		49,980
法人税、住民税及び事業税	13,728	
法人税等調整額	6,752	20,480
当期純利益		29,499

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 株	己 式	株主資本 合 計
	資本金	資本 剰余金		利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計			
		資本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金				繰越利益 剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	圧縮特別 勘定積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金						
前 期 末 残 高	57,752	41,694	14,438	486	157	44,930	76,137	136,150	△639	234,957			
当 期 変 動 額													
利益処分による固定資産圧縮積立金の積立				277			△277	－				－	
利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩				△47			47	－				－	
固定資産圧縮積立金の取崩				△81			81	－				－	
利益処分による圧縮特別勘定積立金の取崩					△157		157	－				－	
利益処分による剰余金の配当							△5,760	△5,760				△5,760	
剰 余 金 の 配 当							△4,320	△4,320				△4,320	
当 期 純 利 益							29,499	29,499				29,499	
土地再評価差額金の取崩							6,626	6,626				6,626	
自己株式の取得											△170	△170	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	148	△157	－	26,054	26,045	△170	25,874			
当 期 末 残 高	57,752	41,694	14,438	635	－	44,930	102,191	162,195	△810	260,832			

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	201,920	33,307	235,228	470,186
当 期 変 動 額				
利益処分による固定資産圧縮積立金の積立				－
利益処分による固定資産圧縮積立金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
利益処分による圧縮特別勘定積立金の取崩				－
利益処分による剰余金の配当				△5,760
剰 余 金 の 配 当				△4,320
当 期 純 利 益				29,499
土地再評価差額金の取崩				6,626
自己株式の取得				△170
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,893	△6,626	19,267	19,267
当 期 変 動 額 合 計	25,893	△6,626	19,267	45,142
当 期 末 残 高	227,814	26,681	254,495	515,328

個別注記表

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法

未成工事支出金

個別法による原価法

不動産事業等支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用している。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）については、定額法を採用している。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

②無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に充てるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該損失見込額を計上している。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により償却している。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から償却している。

⑤不動産事業等損失引当金

不動産の流動化及び不動産関連事業の整理再編を実施することに伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

⑥環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、長期大型工事（工期2年以上かつ請負金50億円以上）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(6) 会計処理等の変更

①会計処理の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は515,328百万円である。

②表示方法の変更

（損益計算書関係）

前期において区分掲記していた営業外収益の「外国為替換算差益」は営業外収益の総額の10分の1以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示している。

なお、当期の営業外収益の「その他」に含まれる当該金額は327百万円である。

2. 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

投資有価証券 5,364百万円

②担保に係る債務の金額

短期借入金 544百万円

長期借入金 2,966百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 102,964百万円

(3) 保証債務

下記の会社等の借入金について保証を行っている。

従業員住宅購入借入金	2,820百万円
全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会	453百万円
その他	458百万円
合計	3,732百万円

上記のほか以下に以下の会社への保証予約等がある。

(子会社)

株式会社オーシー・ファイナンス	39,904百万円
大林不動産株式会社	8,111百万円
株式会社内外テクノス	7,300百万円
ジャヤ大林	850百万円
子会社合計	56,166百万円
その他	820百万円
合計	56,986百万円

なお、上記金額は他社分担保証額を除いた当社保証債務額を記載している。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,822百万円
長期金銭債権	7,285百万円
短期金銭債務	53,374百万円

(5) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算定する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用している。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

(6) 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が期末日の残高に含まれている。

受取手形	3,022百万円
支払手形	7,050百万円

3. 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高	298,088百万円
(2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分	20,921百万円
(3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高	105,016百万円
(4) 関係会社との営業取引以外の取引	8,865百万円

4. 株主資本等変動計算書関係

期末における自己株式の種類及び数

普通株式	1,602,421株
------	------------

5. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	29,240百万円
退職給付引当金	25,740百万円
販売用不動産評価損	15,368百万円
不動産事業等損失引当金	4,857百万円
工事損失引当金	3,001百万円
貸倒損失及び貸倒引当金	2,183百万円
関係会社投融資評価損	1,036百万円
その他	17,094百万円

繰延税金資産合計	98,520百万円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△155,067百万円
固定資産圧縮積立金	△432百万円
その他	△250百万円

繰延税金負債合計	△155,749百万円
----------	-------------

繰延税金負債の純額	△57,229百万円
-----------	------------

(注) 上記のほか、土地再評価に係る繰延税金負債が21,003百万円ある。

6. リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具、工具器具・備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

(単位：百万円)

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	未経過リース料 相当額
車両運搬具	92	35	56
工具器具・備品	148	100	47
合計	240	136	104

7. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
役員	大林剛郎	被所有 直接 3.71%	当社 代表取締役	資産の売却 (注2)	2	—	—
役員が議決権 の過半数を所有 している会社等	有限会社 大林興産 (注3)	—	当社が住宅建 設工事を請け 負っている	住宅建設 工事の請負 (注4)	616 (注5)	—	—
役員が議決権 の過半数を所有 している会社等	なにわ橋 法律 事務所 (注6)	—	当社と法律顧 問契約を締結 している	法律業務 の委任 (注7)	17	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めていない。

2. 資産の売却価格は、複数の独立した第三者からの評価、意見を勘案して決定している。

3. 当社は平成18年1月17日付けで、当社代表取締役大林剛郎から住宅建設工事を請け負ったが、平成18年6月12日付けで、工事発注者の地位が同氏から、同氏が議決権の100%を直接所有する有限会社大林興産に承継されている。

4. 取引金額等の取引条件については、他の一般的な取引と同様に決定している。

5. 追加工事及び設計変更により、取引金額が595百万円から616百万円に増額している。

6. 当社監査役津田禎三が経営する法律事務所である。

7. 弁護士報酬は、一般の弁護士報酬単価を勘案して決定している。

8. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	715円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	40円97銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

株式会社 大林組
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 秋 山 正 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 斉 藤 一 昭 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 子 秀 嗣 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大林組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大林組及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

株式会社 大林組
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 秋 山 正 明 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 斉 藤 一 昭 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 子 秀 嗣 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大林組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、東京本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、その内容等について説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月14日

株式会社 大林組 監査役会

常勤監査役 西村 正 ㊟

常勤監査役 安井 俊六 ㊟

社外監査役 津田 禎三 ㊟

社外監査役 松尾 政和 ㊟

社外監査役 松下 正幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期にわたり安定した配当を維持することを第一に、財務体質の一層の強化や将来に備えた技術開発、設備投資等を図るための内部留保の充実を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、総資本の効率的な運用を図る観点から投資有価証券等の固定資産の売却を進めた結果、相応の特別利益を計上できましたので、株主の皆様のご負託にお応えすべく、その一部を特別配当（1株につき2円）として還元することとし、普通配当4円とあわせて1株につき6円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金6円を加えた年間配当金は、1株当たり12円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき6円 総額4,319,443,350円

（普通配当4円）

（特別配当2円）

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 55,069,200,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 55,069,200,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、談合事件の反省を踏まえ、全社を挙げてコンプライアンス・プログラムを一つ一つ確実に実行し、健全な企業風土を持つ新生大林組に生まれ変わる努力を続けています。

このたび、当社の株主様から、「談合行為は行わない旨を会社の根本規則である定款に定めることで、コンプライアンス体制をさらに強化し、企業価値の向上につなげてほしい」とのご提案をいただきました。

当社としても、法令遵守に向けた強い決意を定款に定めることにより、企業倫理を含めたコンプライアンスに対する意識の一層の徹底を図るとともに、健全な企業風土を創り上げていく礎にしたいと考え、会社提案として定款に法令遵守及び良識ある行動の実践に関する規定（変更定款案第3条）を新設するものであります。

また、同条の新設に伴い、一部条数の変更を行うものであります。

- (2) 経営環境の変化に対応して機動的に経営体制を構築するとともに、事業年度における経営責任を一層明確にするため、取締役の任期を現行の2年から1年に変更することとし、現行定款第21条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第3条 }) } < 条文の記載省略 > 第8条 }</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条 }) } < 条文の記載省略 > 第20条 }</p>	<p style="text-align: center;"><u>(法令遵守及び良識ある行動の実践)</u></p> <p>第3条 <u>当社においては、役職員一人一人が、法令を遵守するとともに、企業活動において高い倫理観を持って良識ある行動を実践する。特に建設工事の受注においては、刑法及び独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）に違反する行為など、入札の公正、公平を阻害する行為を一切行わない。</u></p> <p>第4条 }) } < 現行どおり > 第9条 }</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第11条 }) } < 現行どおり > 第21条 }</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 < 削 除 ></p>
<p>第22条 } } < 条文の記載省略 > 第36条 }</p>	<p>第23条 } } < 現行どおり > 第37条 }</p>

第 3 号 議 案 取締役10名選任の件

当社はいま、全社を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組み、健全な企業風土を持つ「新生大林組」に生まれ変わる努力を続けております。

このたび、昨年来の一連の不祥事を重く受け止め、取締役全員（8名）の任期満了を機に、経営陣の一新を図って経営体制を刷新し、社会からの信頼回復に向けて新たなスタートを切るべく、新任取締役7名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案 定款一部変更の件が承認可決されますと、取締役の任期は1年となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
1	白 石 達 (昭和22年6月29日生)	昭和46年7月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 同 14年4月 当社東京建築事業部副事業部長 同 15年6月 当社常務取締役 同 17年6月 当社常務執行役員 同 19年4月 当社専務執行役員（現任）東京建築事業部長（現任） <担当：東京建築事業部長>	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
2	野間 暎史 (昭和14年2月21日生)	昭和37年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 同 9年6月 当社常務取締役 同 11年6月 当社専務取締役 同 15年6月 当社取締役副社長（現任） <担当：事務全般・グループ事業>	15,000株
3	長 恵祥 (昭和20年12月11日生)	昭和43年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 同 15年6月 当社常務取締役 同 17年6月 当社専務取締役（現任）建築本部長 同 19年4月 当社本店建築総括（現任） <担当：本店建築総括>	17,160株
4	本庄 正史 (昭和19年7月29日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年11月 当社四国支店長 同 13年6月 当社取締役 本店統括部長 同 15年6月 当社常務取締役 同 17年6月 当社専務執行役員（現任） 同 19年4月 当社土木本部長（現任） <担当：土木本部長>	14,000株
5	戸塚 健彦 (昭和18年3月10日生)	昭和42年4月 当社入社 平成14年2月 当社東京本社人事部長 同 15年6月 当社取締役 東京本社統括部長 同 17年6月 当社常務執行役員（現任） 同 17年6月 ㈱オーシー・ファイナンス取締役社長（現任） <担当：人事・グループ事業> 〔他の法人等の代表状況： ㈱オーシー・ファイナンス取締役社長〕	6,000株
6	金井 誠 (昭和23年2月2日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社土木事業本部東京工事部長 同 15年4月 当社東京土木事業部副事業部長 同 17年6月 当社執行役員 同 19年4月 当社常務執行役員（現任）土木本部副本部長兼土木本部本部長室長（現任） <担当：土木本部副本部長兼土木本部本部長室長>	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
7	岸田 誠 (昭和26年11月14日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社東京本社総合企画室部長 同 15年9月 大林組上海取締役社長 同 17年6月 当社執行役員 建築本部副本部長兼 建築本部部長室長(現任) 同 19年4月 当社常務執行役員(現任) <担当: 建築本部副本部長兼建築本部部長室長>	6,000株
8	原田 昇三 (昭和24年9月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 当社建築事業本部部長室部長 同 16年7月 当社東京本社財務部長 同 17年6月 当社執行役員 同 19年4月 当社常務執行役員(現任) <担当: 経営企画・財務・経理>	4,000株
9	三輪 昭尚 (昭和27年3月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年9月 当社海外建築事業部副事業部長 同 16年1月 大林USA取締役社長 同 17年6月 当社執行役員 建築本部副本部長 同 18年8月 当社エンジニアリング本部長(現任) 同 19年4月 当社常務執行役員(現任) <担当: エンジニアリング本部長・PFI事業>	4,000株
10	大林 剛郎 (昭和29年6月9日生)	昭和52年4月 当社入社 同 58年6月 当社取締役 同 60年6月 当社常務取締役 同 62年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社取締役副社長 同 9年6月 当社取締役副会長 同 15年6月 当社取締役会長(現任)	26,554,562株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、現任監査役（5名）のうち、津田禎三、松尾政和の両氏の任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	松尾政和 (昭和12年4月25日生)	昭和38年10月 公認会計士登録 同 60年10月 太田昭和監査法人（現 新日本監査法人）代表社員 平成14年6月 ㈱三栄コーポレーション社外監査役 同 15年3月 ライオン㈱社外監査役 同 15年6月 当社社外監査役（現任）	10,000株
2	津田尚廣 (昭和31年8月14日生)	平成2年4月 弁護士登録（大阪弁護士会所属） 同 7年10月 なにわ橋法律事務所入所（現任） 同 13年11月 ㈱アイディーユー社外監査役（現任） 同 15年6月 東洋シャッター㈱社外監査役（現任）	1,000株

- (注) 1. 津田尚廣氏は、当社が法律顧問契約を締結している「なにわ橋法律事務所」に所属しております。松尾政和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松尾政和、津田尚廣の両氏は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由について
- ① 松尾政和氏につきましては、公認会計士としての専門的知見並びに企業会計に関する豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
 - ② 津田尚廣氏につきましては、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (2) 社外監査役候補者が現に当社の社外監査役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要について

松尾政和氏につきましては、平成15年6月27日開催の第99回定時株主総会で選任され、当社監査役に就任いたしました。その在任中、当社は、和歌山県発注の国道トンネル工事及びシールド工事、愛知県瀬戸市発注の下水道工事並びに名古屋市発注の下水道工事及び地下鉄工事を巡る談合事件により、平成18年度中に当社元顧問及び元従業員が起訴または有罪判決を受けました。名古屋市発注の地下鉄工事では、法人としての当社も独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）違反容疑で起訴されました。

これらの事件に伴い、国等の発注機関から指名停止処分を受けたほか、防衛施設庁発注工事を巡る談合事件によって、平成18年3月、当社元非常勤顧問が略式命令を受けたことに伴い、同年、建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

また、当社が共同事業主として名を連ねた大阪市のマンション「OAPレジデンスタワー」の販売事業（平成9年～平成14年）に関し、マンション建設前に敷地内の土壤汚染対策工事を施工していた事実等を買主に告知しなかったことが宅地建物取引業法に抵触するとして、平成18年度中に同法に基づく業務停止処分を受けました。

これらの事件の発覚以前から、松尾政和氏は、他の監査役とともに、業務監査等を通じて法令、定款違反その他不正な業務執行の予防を行ってまいりました。平成18年3月の防衛施設庁発注工事を巡る談合事件発覚後はこれに加え、他の監査役と協議のうえ「談合等監視プログラム」を策定、実施し、監査役会の下に執行部門から独立した部門として新設したコンプライアンス室のスタッフとともに、再発防止のためのモニタリングを強化するなど、その職責を十分に果たしております。

- (3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について

① 松尾政和氏につきましては、公認会計士としての専門的知見並びに企業会計に関する豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。

- ② 津田尚廣氏につきましては、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断いたします。
- (4) 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数について松尾政和氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役の在任期間が4年となります。
- (5) 責任限定契約の内容の概要について
当社は松尾政和氏と、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。
また、津田尚廣氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

〈メモ〉

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜東4番33号

当社本店 (27階講堂)

電話 06 (6946) 4578

交 通 京阪電鉄「天満橋駅」「北浜駅」より徒歩約5分

地下鉄堺筋線 「北浜駅」より徒歩約5分

地下鉄谷町線 「天満橋駅」より徒歩約5分

